

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
総論に関する御意見	<p>・お酒には、色々な産地のお酒がありますが、特に味や原産地や地元のごこだわりが強くて、お店にただならべられるだけなので、この際、お酒のラベルに QR コードを印刷しておき、お店でスマホで、そのお酒のごこだわりがわかるような、しくみにすれば、購買意欲がますますおもしろい、あまりいい考えではないですかね。</p>	<p>・「地理的表示」の指定を受けた産地のお酒の味や特性、原料・製法等を明文化した「生産基準」は、国税庁HP等で公表されており、消費者は容易にその産地のお酒に関する情報を知ることができます。</p> <p>国税庁としては、「地理的表示制度」の更なる認知度向上に取り組むとともに、当該制度を適切に運営し、広く国民の皆様に分かりやすい制度となるよう一層努めてまいります。</p>
名称に関する御意見	<p>・当該地域は通称「奥利根」として広く知られるところとなっているところから、「利根沼田」の表記は当該地域近隣在住者には一定程度馴染みがあるもののそれ以外の地域の消費者には親和性に乏しい呼称であることから、産地差別化による販売拡大に資するものとは思えません。</p>	<p>・地理的表示の名称は、原則として地名（産地名）である必要があり、地名（産地名）には、行政区画（都道府県、市町村）、郡、市町村内の町又は字等の名称のほか、社会通念上、特定の地域を指す名称（例えば旧地名）として一般的に熟知されている名称が含まれます。</p> <p>地理的表示の指定は、原則として、酒類の産地の酒類製造業者及び酒類製造業者を主たる構成員とする団体からの申立てに基づき行っており、当該酒類製造業者等から申立てのあった名称である「利根沼田」は、この名称の要件に合致するものと考えております。</p>

御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>地理的表示制度に関する御意見</p>	<p>・利根沼田の清酒は、そもそもブランド化されていない。同地域の清酒にブランドといった付加価値がありますか？GIとはブランド化されているものを公的認証するものである。</p> <p>地酒なんてどこにでもある。一定の地域をひとまとめにしてGIとし、GIをむやみやたらに増やそうとする政策を見直すべき。</p>	<p>・「酒類の地理的表示に関する表示基準」において、「国税庁長官は、①酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であり、かつ、②その酒類の特性を維持するための管理が行われていると認められるときには、生産基準、名称、産地の範囲及び酒類区分を地理的表示として指定することができる」と規定しています。</p> <p>地理的表示は「国のお墨付き」であり、指定を受けるだけで「地域ブランド」としての価値が向上するといわれることがあります。実際に地理的表示によって製品の付加価値を向上させていくためには、地理的表示の指定後も地域で足並みの揃った計画的なブランド価値向上への取組を続けていただく必要があると考えております。</p>